

吉岡町公式LINEアカウント運用ポリシー

吉岡町では、町政情報、イベント情報等の広報活動及びシティプロモーションの充実を図るため、ソーシャルメディア（公式SNS）を利用したの情報発信を行います。公式LINEアカウントを利用したの情報発信にあたり、運用ポリシーを次のとおり定めます。

令和4年8月 日

1 ソーシャルメディアサービス名

LINE

2 アカウント名（ID）

@yoshioka_town

3 設置の目的

吉岡町は、LINE株式会社が提供するコミュニケーションアプリ「LINE」およびLINEプラットフォームにおける当アカウントにおいて、吉岡町に関する様々な情報を、町民をはじめ利用者の皆様に広くお伝えするものです。

4 発信する情報

町は、LINE公式アカウントで次の情報を発信します。

- ・ 町ホームページ、広報よしおか等で町が発信している情報
- ・ 町が主催する行事に関する情報
- ・ 町の観光に関する情報
- ・ 町民のニーズが高い情報
- ・ 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める情報

5 運用管理責任者・投稿者

運用管理責任者は、企画財政課長とし、発信は企画財政課長の責任の下に企画財政課職員が行います。ただし、投稿内容については、内容を担当する課が文責を負います。

6 運用方法

公式LINEアカウントは、情報発信用のLINEアカウントとして活用します。また、投稿したメッセージやV00Mへの返信等に対する回答は行いません。

投稿されたメッセージやV00Mの内容に関するご意見やお問い合わせは、各担当課へ直接ご連絡ください。

7 免責事項

- ・ 町は、公式LINEアカウントの掲載情報の正確性については万全を期します

が、ユーザーが公式LINEアカウントの情報をを用いて行う行為については、一切責任を負いません。

- ・ 町は、ユーザーから投稿された公式LINEアカウントに対する、コメント、シェア等については、一切責任を負いません。
- ・ 町は、公式LINEアカウントに関連して、ユーザー間又はユーザーと第三者間でトラブル、紛争等が発生した場合であっても、一切責任を負いません。
- ・ 公式LINEアカウントへのコメント等の投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行ったユーザー本人に帰属するが、投稿されたことをもって、ユーザーは、町に対し投稿したコメント等を全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、町に対して著作権等を行使しないことに同意したとみなします。
- ・ 町は、予告なく運用ポリシーの変更や運用方法の見直し、または中止をする場合があります。

8 著作権について

原則として、公式LINEアカウントに掲載している情報（文章、写真、動画、イラストなど）の著作権は吉岡町又は原著作者に帰属します。無断で転載を行うことはできません。ただし、LINEの機能を使用し、情報拡散していただくことは問題ありません。

9 削除ルールについて

下記に該当する行為を禁止するとともに、該当する投稿・コメントは、予告なく削除する場合があります。

- ・ 法律、法令等に違反する内容又は違反するおそれがあるもの
- ・ 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- ・ 政治、宗教活動を目的とするもの
- ・ 著作権、商標権、肖像権など町又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- ・ 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- ・ 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- ・ 公序良俗に反するもの
- ・ 虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- ・ 本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏えいする等のプライバシーを害するもの
- ・ 他のユーザー、第三者等になりすますもの
- ・ 有害なプログラム等に誘導するもの
- ・ わいせつその他不適切な表現を含むもの
- ・ 町の発信する情報を改変するもの
- ・ 町の発信する情報に関係のないもの
- ・ その他町長が不適切と判断したもの